

## ○九州、全国大会等出場費に対する補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、社会教育（文化、スポーツ活動を含む。以下同じ。）振興のため九州、全国、国際大会等に出場に要する経費の補助について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 補助金の交付の対象は、次のとおりとする。ただし、県の予選会等を行わない大会に自薦等で参加した場合及び、中学校、高等学校等の部活動を除く。

(1) 体育、スポーツ等の大会において、県の予選会等を経て九州大会またはそれに準ずる大会、全国大会、国際大会規模の団体等が主催する大会等に出場する者

(2) 文化、芸術分野等で、県の予選会等を経て九州大会またはそれに準ずる大会、全国大会、国際大会規模の団体等が主催する大会等に出場する者

2 補助対象者は大刀洗町に住所を有する者とする。

3 補助対象人員は、主催者が開催要項等で定めた選手及び監督等とする。

4 同一人において同大会に個人種目と団体種目の両方で出場する場合、どちらかの種目でのみ補助金を申請することができる。

### (補助金の額)

第3条 補助金の額は別表第1のとおりとする。ただし、大会主催者、その他関係機関からの補助金、負担金等がある場合は、補助金の額からその額を控除する。

### (補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、九州、全国大会等出場費に対する補助金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

### (補助金の交付決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適否の決定を行い、九州、全国大会等出場費に対する補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

### (実績報告)

第6条 補助金の交付決定を受けたものは、大会が終了したときは、速やかに九州、全国大会等出場費に対する補助金実績報告書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

### (補助金の確定)

第7条 町長は、前条の実績報告書の内容を審査し、適當と認めたときは、補助金の額を確定し、九州、全国大会等出場費に対する補助金交付額確定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱を実施するために必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は平成28年4月1日から適用する。

#### 附 則(令和4年4月1日教育委員会要綱第5号)

この要綱は、公布の日から施行する。

#### 附 則(一年一月一日教育委員会要綱第一号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

#### 別表第1 (第3条関係)

大会の開催地	補助金額
国外	30,000 円
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、長野県、石川県、福井県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	15,000 円
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	10,000 円
福岡県	2,000 円
佐賀県、長崎県、大分県	5,000 円
熊本県、宮崎県、鹿児島県	7,000 円
沖縄県	15,000 円

#### 様式第1 (第5条関係)

様式第1号 (第5条関係)

[別紙参照]

様式第2号 (第6条関係)

[別紙参照]

様式第3号 (第7条関係)

[別紙参照]

様式第4号（第8条関係）

[別紙参照]